

あなたの子育て お手伝いします ～母子家庭等日常生活支援事業～

福祉課では、市内在住の母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、寡婦の人を対象に、子育て支援や生活援助を行う「母子家庭等日常生活支援事業」を実施しています。



サービス内容	利用者負担金（1時間あたり）			こんなとき利用できます
	生活保護世帯・市民税非課税世帯	児童扶養手当世帯	左記以外の世帯	
子育て支援サービス …乳幼児、児童の預かり保育や送迎	0円	70円	150円	①資格取得のための通学や就職活動 ②冠婚葬祭、出張、学校の行事などに参加するとき ③けがや病気、事故、災害、看護などで介護や保育サービスを受けたいとき
生活援助サービス …食事の世話や掃除、身の回りの世話など	0円	150円	300円	④環境の変化で日常生活を営むのに支障があるとき ⑤その他の理由で、一時的にサービスを受けたいとき

※子育て支援サービスの利用は、2時間以上からとなります。
※利用する場合は、あらかじめ登録が必要です。

問合せ先 福祉課子ども福祉係
☎ 32-1111（内線 135）

交通遺児育成基金制度のご利用を

交通遺児（自動車事故で親を失った満13歳未満の人）が損害賠償金などの中から、拠出金を払い込んで基金に加入すると、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金を受け取ることができる制度です。

拠出金（加入年齢に応じた払い込み額）

0～4歳	700万円	10歳	525万円
5歳	665万円	11歳	485万円
6歳	630万円	12歳～12歳6カ月未満	455万円
7～8歳	595万円	12歳6カ月～13歳未満	430万円
9歳	560万円		

育成給付金（月額）

0～6歳	32,000円
6歳1カ月～9歳	40,000円
9歳1カ月～12歳	45,000円
12歳1カ月～15歳	55,000円
15歳1カ月～19歳	70,000円

給付金総額（加入時年齢ごとの受け取り総額）

0～2歳	1,070万円～990万円
3～5歳	950万円～870万円
6～8歳	840万円～740万円
9～10歳	690万円～640万円
11～12歳	580万円～500万円

※その他、詳しいことはお問い合わせください。

問合せ先 財団法人 交通遺児育成基金
フリーダイヤル ☎ 0120-16-3611
ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>

第2回健康宇城市21講演会 脳卒中と認知症 ～予防対策を中心に～

市では、市民の皆さんの健康寿命を長くするためのさまざまな施策を展開しています。その一環として、今年度もMR I脳検査を実施しているところですが、その脳健康・しくみなどについて分かりやすく知っていただくため、昨年度に引き続き講演会を開催します。

日ごろ意識することの少ない脳健康。入場無料でどなたでも参加できますので、この機会に専門医のお話を聴いてみませんか。

日時 3月10日（土）午後2時～4時
場所 ウイングまつばせ
講師 「脳卒中と認知症—予防対策を中心に」
熊本大学大学院 医学薬学研究部
先端生命医療科学部門

その他 脳・神経科学講座 内野 誠 教授
脳に関する疑問、質問がある人は2月28日（水）までに健康づくり推進課へ、質疑内容・住所・氏名・電話番号を記入した用紙を提出してください（様式自由、メール可）。当日、可能な限り先生からのお答えがあります。

問合せ先 健康づくり推進課 ☎ 32-1111
メールアドレス kenkozukurisuishinka@city.uki.lg.jp

賢くみんなの年金学

国民年金の保険料は前納がお得！

皆さんは、国民年金の保険料前納制度をご存じですか？ 保険料の支払方法によって、お得な割引料金が設定されています。

保険料の前納制度は、4月から翌年3月までの1年前納、さらに6カ月分前納があります。また、年度途中でも翌年3月分までの期間を希望する月から前納できます。

このお得な前納制度を、皆さんぜひご利用ください。

平成19年度の国民年金保険料は月額14,100円です

※国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。当日が金融機関の非営業日の場合は、その翌日が納付期限になります。

前納するととってもお得！口座振替による前納は、さらにお得です！

平成19年度	1カ月	6カ月	1年
現金支払い（月々） 口座振替（翌月末振替）	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払い（前納） 【割引額】	—	83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】
口座振替（前納） 【割引額】	14,050円 【50円】	83,640円 【960円】	165,650円 【3,550円】

※口座振替による1年前納の引き落とし日は毎年4月末日ですが、休日と重なる場合は翌営業日になります（平成19年度は5月1日です）。

<口座振替で前納する場合>

- 口座振替申出書に必要事項（住所・氏名・基礎年金番号など）を記入・押印（金融機関届出印）の上、金融機関窓口か社会保険事務所にご提出ください。
- 「1年前納」と「半年前納（4月～9月分）」は、2月28日（水）までにお申し込みください（それ以降に希望される場合は、社会保険事務所へご相談ください）。

<納付書で前納する場合>

毎年4月上旬に送付される「国民年金保険料納付案内書」につづられている前納用納付書で、納付期限までに納付してください。また、年度途中でも、お申し込みの月から翌年の3月まで、まとめて支払うことができます（割引額は申し込み月によって異なります）。ご希望の方は、早めに社会保険事務所までご連絡ください。

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 096-367-2500
本庁市民課国保年金係 ☎ 32-1111
各支所市民課国保年金係 三角支所 ☎ 53-1111 不知火支所 ☎ 33-1111
小川支所 ☎ 43-1111 豊野支所 ☎ 45-2111

国民年金の保険料は納付期限までに納めましょう